

・適切な金額が支払われているか。実施先企業が兼業、寄附先、共同研究先でないか。

判断：講演料等は受けていない。

④兼業先への利益供与になっていないか

○講演等で兼業先へ有利になるような講演等を行っていないか。

判断：講演は行っていない。

⑤物品は購入していないか。

○産学官連携活動が物品の購入理由になっていないか。

判断：医者であることから、兼業先の医薬品への配慮が考えられるが、多くの企業との関係があることから一方的な判断はできない。

(2)知的財産管理（知的財産、有体物の授受など）

①大学の研究成果を大学の許可なく持ち出しているか。

○大学の研究成果と兼業先での成果をどのように区別しているか。

判断：大学への知的財産（発明）の届出があり、企業単独の出願にも発明人として登録されていないことから、区別はされている。ヒアリングでも教員が十分認識していた。

②研究管理が十分できているか。

○大学の研究成果管理をどのように社会に説明できるか。研究成果（知的財産）は大学の財産であることを認識しているか。

判断：教員が認識しているので、自己管理ができていると判断される。

③研究成果の管理、成果と大学教員との関係などが明確であるか。講座の教員が不利益を被っていないか。

○研究者（兼業者）の成果管理、大学教員の研究成果が区別されているか。

判断：臨床研究であるので、ないと判断される。

④研究成果物の提供が適正に移転されているか。

○ノウハウ及び成果が正式なルートで移転されているか。社会的説明が可能であるか。

判断：教員の認識があるので管理されているものと判断される。

⑤発生する知的財産の権利が確保されているか。

判断：知的財産権に関する認識が高いことから、権利確保に十分は配慮があるものと判断される。

⑥守秘義務契約等による大学研究成果の活用制限はないか。

⑦特許の権利化に支障がないか。

(3)金銭以外の利便の供与（施設の提供など）

①活動への利便

○受けている身分付与は正当か。

○兼業先の身分付与は適当なものであるか。身分付与により、大学の身分や大学の名前が利用されているか。

判断：ない。

○タクシー券等の報酬以外の金券等の寄附を受けていないか。

・物品、行動への利便など金券等の報酬を受けていないか。

判断：ない（自己申告書より）。

○大学の施設が無償及び不適当な利用をされているか。

・大学の施設、設備を大学の規則に沿って活用しているか。兼業先の研究を自分の研究として大学で実施していないか。

判断：本兼業が助言・指導であることから、ないと判断される。

○相手側の施設を無償で提供されていないか。

・兼業、共同研究等はよいが、研究成果を見返りに企業から装置等の便宜を図ってもらっていないか。

判断：ない。

②兼業場所

○大学の施設の活用はないか。

○特別な配慮のある施設の活用がされていないか。（実施場所の有益は考慮）

判断：兼業場所への配慮などがあるが、計画書や結果の助言・指導であるので、場所が特定できない兼業と判断される。